

『新・消費者法これだけは〔第3版〕』補遺

2021年に改正された特定商取引法および預託法の内容(概要)について補足説明をするとともに、改正を受けて本書の記載内容を後掲のように訂正する(「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」2021年6月9日成立、6月16日公布)。

1 2021年の特定商取引法改正の主な内容

2021年の特定商取引法改正は、「お試しのつもりで購入したところ実は定期購入であった」、「解約自由・全額返金保証と表示されていたが解約できなかった」などの詐欺的な定期購入契約によるトラブルの急増や、注文していない商品が送り付けられる送り付け商法(すでに規制あり)で被害に遭う消費者が依然として多いことから、これらに対する規制の強化を主な内容としている(施行時期は、一部の規定を除き2022年6月1日の予定)。

(1) 通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策として

① 特定申込み画面の表示事項の義務づけ(法12条の6第1項)

販売する商品・役務の分量、販売価格及び送料、代金の支払い時期、商品等の引渡時期、契約申込みの期間に関する定めの有無・内容、契約解除に関する事項

② 特定申込み画面において定期購入でないことと誤認させる表示等を禁止(法12条の6第2項)

③ 契約の解除を妨げる不実告知の禁止(法13条の2)

④ 上記①～③に違反した場合

1) 行政処分(法14条、15条)

2) 罰則…3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法70条1号、2号)

3) 消費者が誤認して申込みをした場合の取消権付与(法15条の4)

4) 上記の違反行為を適格消費者団体の差止請求の対象に追加(法58条の19)

(2) 送り付け商法(ネガティブ・オプション)対策として

① 販売業者が売買に基づかないで、あるいは売買契約の成立を偽って商品を送付した場合は、送付した商品の返還を請求することができない旨を規定(法59条第1項、59条の2)

② 上記改正により消費者は当該商品を「直ちに」処分することが可能に

*当該規定については、他の規定に先立ち、2021年7月6日より施行。

(注)この部分についてのテキストの訂正については後掲

(3) その他の規定

① 消費者からのクーリング・オフの通知について、書面のほかに電磁的方法(電子メールの送付等)も可能に(法9条第1項)

② 販売業者は、契約書面の交付に代えて、政令で定めるところにより消費者の承諾を

得て、電磁的方法(省令で定める)により提供することが可能に(法4条第2項)

*ただし、当該規定の施行時期は、改正法公布(2021年6月16日)から2年を超えない範囲で別途政令に定める日から施行することとされている。

③ 外国執行当局に対する情報提供制度の創設(法69条の3)

2 『新・消費者法これだけは〔第3版〕』の訂正

上記の特定商取引法改正を受けて、本書の87頁12行目～23行目の2つの段落(「本法では、59条において……注意が必要である。」)の記述を以下の内容に訂正する。

訂正後：

本法では、59条において「売買に基づかないで送付された商品」については、従来、送付された日から14日以内に消費者が承諾をせず、販売業者が商品を引き取らない場合は、販売業者は当該商品の返還を請求できない旨規定されていた。しかし、2021年改正により、販売業者が売買に基づかないで、あるいは売買契約の成立を偽って商品を送付した場合は、送付した商品の返還を請求することができないとされ、消費者は当該商品を直ちに処分することが可能となった(2021年7月6日施行)。

3 2021年の預託法(特定商品等の預託等取引契約に関する法律)改正の主な内容

預託商法は、1985年の豊田商事事件(金の現物まがい商法)による被害が社会問題となったことを契機に法規制の下に置かれた(特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律62号))。しかしその後も、八葉物流事件(健康食品の預託商法)、安愚楽牧場事件(和牛預託商法)、ジャパンライフ事件(健康磁気器具の預託商法)など大規模な被害事件が後を絶たないため、2021年の預託法改正において預託商法を原則禁止とする改正が行われた(施行時期は2022年6月1日の予定)。

(1) 販売預託の原則禁止(1条の目的規定参照)

「第3章 販売を伴う預託等取引の禁止等」(9条～17条)を新設

① 販売する商品等の種類ごとに事前に内閣総理大臣の確認を受けずに広告・勧誘することの禁止等(9条)

② ①の事前確認を受けていない商品等の契約締結等の禁止(14条)

③ ①及び②の事前確認を受けずに締結した契約は民事上無効(14条3項)

(2) 預託法の対象範囲の拡大

対象物品について従来の政令指定制を廃止(2条1項1号)

(3) 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

法違反に対する措置等(18～20条)、罰則(32～38条)等